

平成25年度 第2回 横浜市美術資料価額評価委員会 会議録

- 1 日 時 平成25年11月5日（火） 16時00分～16時45分
- 2 場 所 横浜美術館 円形フォーラム
- 3 出席者 清水 真砂 委員、富田 章 委員、橋 秀文 委員、宮島 格三 委員  
※清水委員は、横浜市美術資料収集審査委員との兼任。作品の価額評価は、清水委員を除く、3委員で行った。
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事内容

議題	横浜市美術資料収集審査委員会において収集が妥当とされた購入候補作品の価額評価
委員意見等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 委員長の選出 横浜市美術資料収集審査委員会運営要綱（以下「要綱」とする）第7条第4項に基づき、清水委員を委員長に選出した。</li><li>2 定足数の確認 委員数4名のうち4名の出席により定数を充足しており、会議の成立を確認した。</li><li>3 本委員会の公開・非公開について 〈審議結果〉 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第31条及び、要綱 第8条に基づき、作品の詳細説明以降は非公開とした。</li><li>4 購入候補作品の価額評価 購入候補作品1点〔中島享斎《迎後醍醐帝楠子図》（ごだいごていをむかえるなんしのず）〕について、横浜美術館が説明した後、アートギャラリー1にて作品を実見し、委員会としての評価額を決定した。</li></ol>

平成25年度第2回横浜市美術資料価額評価委員会 収集候補作品

購入

番号	分野	作家名	作品名	制作年	材質・形状
1	日本画	中島 亨齋	迎後醍醐帝楠子図(ごだいごていをむかえるなんしのず)	1888	絹本着色、軸

計 1件1点

平成 25 年 11 月 5 日

# 平成 25 年度 第 2 回 横浜市美術資料価額評価委員会 次 第

## 1 開 会

- (1) 委員及び出席者紹介
- (2) 委員の委嘱及び任期の確認
- (3) 委員長の選任
- (4) 委員会の開催要件について
- (5) 委員会の公開・非公開について
- (6) 委員会の趣旨及び進行について

## 2 作品の説明

- (1) 概要説明
- (2) 詳細説明

## 3 作品の評価

- (1) 実見
- (2) 質疑応答

## 4 価額評価用紙記入・報告書作成

## 5 その他

### 【配布書類】

- 委員名簿
- タイムスケジュール
- 資料 1：委員会の開催、公開・非公開に関する条例・要綱（抜粋）
- 資料 2：横浜市美術資料収集審査委員会運営要綱
- 価額評価用紙
- 座席表

## 平成 25 年度第 2 回横浜市美術資料価額評価委員会 委員名簿

(50 音順、敬称略)

H25.11.5

氏 名	現 職
富田 章	東京ステーションギャラリー 館長
橋 秀文	神奈川県立近代美術館 企画課長兼普及課長
宮島 格三	株式会社壺中居 取締役相談役
清水 真砂*	世田谷美術館 学芸部長

\*清水委員は、横浜市美術資料収集審査委員との兼任

【参考】横浜市美術資料収集審査委員会 委員名簿 (H25.1.1-H26.12.31)

(50 音順、敬称略)

氏名	現 職
岡部 あおみ	美術評論家
金子 隆一	東京都写真美術館 専門調査員
草薙 奈津子	平塚市美術館 館長
清水 真砂	世田谷美術館 学芸部長
建畠 哲	京都市立芸術大学 学長
松本 透	東京国立近代美術館 副館長

**平成 25 年度 第 2 回 横浜市美術資料価額評価委員会 (11/5)**  
**タイムスケジュール**

	時 間	内 容
開会	16:00	開会
	16:00～16:10 (10分)	事務連絡 (横浜市文化振興課)
作品の 説明・評価 【40分】	16:10～16:15 (5分)	作品の説明 (横浜美術館)
	16:15～16:30 (15分)	検分・評価
	16:30～16:40 (10分)	質疑応答
	16:40～16:45 (5分)	価額評価用紙記入
	16:45～16:50 (5分)	休憩
閉会	16:50～16:55 (5分)	価額評価終了・報告書作成
	16:55～17:00 (5分)	事務連絡 (横浜市文化振興課)
	17:00	委員会終了

## 委員会の開催、公開・非公開に関する条例・要綱（抜粋）

### ○委員会の開催要件

#### 横浜美術資料収集審査委員会運営要綱

##### 第 7 条

（第 1 項から第 5 項までは省略）

- 6 第 6 条の規定は、価額評価委員会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「価額評価委員長」と、「委員」とあるのは「価額評価委員」と読み替えるものとする。

#### 【参考】

##### 第 6 条

（第 1 項、第 2 項は省略）

- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（第 4 項以下は省略）

### ○委員会の公開・非公開について

#### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

#### 横浜美術資料収集審査委員会運営要綱

第 8 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、委員会の会議（価額評価委員会を含む。）については、非公開とする。ただし、委員の承諾があれば、議事内容は一部又は全部を公開とすることができる。

横浜市美術資料収集審査委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市美術資料収集審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定め、横浜市が設置する美術館における美術作品その他の美術に関する資料（以下「美術資料」という。）の購入、寄贈及び寄託の受け入れ（以下「収集」という。）の手続きを定めることにより、美術資料の収集の適正化及び公正化を図ることを目的とする。

(美術資料)

第 2 条 横浜市が収集する美術資料は別途定める「横浜市美術資料収集方針」（以下「収集方針」という。）によるものとする。

(担当事務)

第 3 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 収集方針の適合性の審査に関すること。
- (2) 芸術性及び真贋性の審査に関すること。

(委員)

第 4 条 委員は、絵画、彫刻、工芸、写真、デザイン等美術資料の各部門について学識経験を有し、人格が高潔で、かつ、公正な判断ができる学識経験者から市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。
- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会に、横浜美術館館長の出席を求め、美術資料の収集に関する意見を聴かなければならない。

(価額評価委員会)

第7条 購入しようとする美術資料の価額を決定するため、委員会に分科会として横浜市美術資料価額評価委員会（以下「価額評価委員会」という。）を置く。

2 価額評価委員会は、委員長が指名する委員若干人をもって組織する。

3 価額評価委員は、学識経験を有する者及び専門家のうちから、当該美術資料について、各作品分野3人以上10人以下の範囲内において、委員長が指名する。また、購入しようとする美術作品について、利害関係を有しない者を委員長が指名する。

4 価額評価委員会に価額評価委員長1人を置き、価額評価委員の互選によりこれを定める。

5 委員会は、その定めるところにより、価額評価委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

6 第6条の規定は、価額評価委員会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「価額評価委員長」と、「委員」とあるのは「価額評価委員」と読み替えるものとする。

(会議の非公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（価額評価委員会を含む。）については、非公開とする。ただし、委員の承諾があれば、議事内容は一部又は全部を公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は価額評価委員長は、委員会又は価額評価委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、文化観光局文化振興部文化振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成24年7月31日までとする。

3 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



## 平成25年度 第2回 横浜市美術資料価額評価委員会 価額評価用紙

委員名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

次の美術品の評価額を御記入ください。

番号	分野	作家名	作品名	制作年	形状・材質	評価額(単位:円)
001	日本画	中島 亨斎	迎後醍醐帝楠子図	1888	絹本着色、軸	

座席表

